

## 安南文書の令旨について

藤田 励 夫

## はじめに

十六世紀半ばから十七世紀にかけて、日本から現在のベトナムの地へ交易船が渡航して両国間には直接的な交流があった。この時代、ベトナム北中部は大越の支配地域であり、ハノイには黎朝の皇帝があった。しかし、皇帝には実権がなく、臣下の鄭氏が名目上の皇帝をいただきながら実権を掌握し、ハノイを中心とする東京を支配していた。一方、同じく黎帝の臣下であった広南阮氏は、一五五八年に中部の順化（フエ）鎮守となり、やはり黎帝を正統としながらも順化・広南に独自の勢力を形成し始めた。このように、大越国内には、北部に鄭氏、中部に広南阮氏の二大勢力が並び立ち、一六二七年から七二年にかけては断続的に戦争をしていた。

鄭氏、広南阮氏両政権からそれぞれ日本人に送られた外交文書では、どちらも自らの国を安南と称していた。安南の名は唐が設置した安南都護府に始まり、一一七四年から一八〇三年まで、中国歴代王朝のベトナムに対する正式な呼称であった。そこで、筆者は鄭氏、広南阮氏の当主をはじめとする人々から日本人に送られた文書を安南日越外交文書と称している。

先に、筆者は現在知られている全ての安南日越外交文書六二通について、

古文書学的に分析したことがある<sup>(1)</sup>。拙稿では、各文書の奥上に大字で表された「書」や「示」等の文字によって、文書様式を書、示、曉示、令旨、憑、給憑、繳等に分類した。本論では、これらのうち令旨について考察する。

上田新也氏によると、一五九九年に黎朝皇帝から王爵を授けられた鄭松が王府を開いて以降、鄭王によって政治的実権が掌握された。鄭王は独自の官僚群を形成し、元来は黎朝朝廷において行われる行政実務を王府内に吸収していった<sup>(2)</sup>。そして、上田氏は「鄭王により発給される文書は「令旨」もしくは「令諭」の文書形式を取る。」と指摘している<sup>(3)</sup>。

なお、嗣徳己卯（八年・一八五五）（以後、必要に応じてベトナム年号を表記する。）の銘が裏面にある「大乾殿皂隸古跡碑」には、①陳朝・興隆二十年（一三二二）と②黎朝前期・洪徳二年（一四七一）の令旨が刻まれている。これらは、又安省の香芹社乾廟村に下されたもので、書出に「令旨」とあって書止には①「茲令」、②「令旨」とあり、差出は記されていない<sup>(4)</sup>。これらが実際に発給されたものとするれば、令旨が陳朝以前まで遡る可能性があるが、本論ではある程度の点数が知られている黎朝後期の令旨を対象とする。

さて、安南日越外交文書のなかには、三通の令旨がある。いずれも鄭氏の当主である平安王鄭松、清都（のち清）王鄭榘の発給による。

第一章では、これら三通の内容、様式、機能等を分析する。第二章では、『大越史記全書』等にも見える令旨の発給事例を分析する。第三章では、広南阮氏の発給文書、および中国・朝鮮や日本の令旨との比較を試みる。最後に、以上の検討を踏まえて、令旨様式の特徴について考察したい。

## 第一章 安南日越外交文書の令旨

前述のとおり、安南日越外交文書のうちに令旨が三通(21・39・45、番号は拙稿<sup>(5)</sup>に拠る、以下同)ある。一通(21)は『異国日記』に収められた写でのみ知られる。ほかの二通は、長崎歴史文化博物館(39)と東京大学史料編纂所(45)が所蔵する原本が現存している。

まず、各通の翻刻、書き下し文と必要に応じて現代語訳をかけた、それぞれが発給された背景等についても述べる。なお、(39)と(45)は写真を図1と図2として後にかかげた。

### 第一節 角蔵船海難事故と鄭松令旨

この令旨は、次にかかげるとおり、ハノイから約二五〇キロメートル南の又安処での交易を終え、帰国の途に就いて間もなく海難事故に遭った角蔵船に関して発給されたものである。

21一六一〇年正月二十六日 平安王鄭松令旨<sup>(7)</sup>

都元帥總國政尚父平安王<sup>(父・筆者注)</sup>令旨、日本國艚長弟庄左衛門・客商甚右衛門

／門・源右衛門・多右衛門・善左衛門・傳兵衛等、係所啓謂、上

年跨岸越／海、五月五日、到又安處興元縣復禮社、開庸貿易貨

物、陸月拾陸日、移／艚回國、至丹涯海門、被風波、其庄左及本

艚客商共壹百五人、寄跡淹久、／恭乞許回等因、應許就僑居旅

次、裝整行李、任便回還本國、凡所經過／巡司把截去處驗實放行、倘或沿途稽滯生事、國法孔嚴、必不容貸、／茲令

朱印<sup>(宋印影・外郭のみ)</sup>

弘定十一年正月二十六日

令旨

※翻刻にあたって、文字は可能な限り原文の旧字、異体字を採用した。原文の改行箇所は「／」で示した。以下同。

(書き下し文)

都元帥總國政尚父平安王、日本國艚長弟庄左衛門・客商甚右衛門・源右衛門・多右衛門・善左衛門・傳兵衛等に令旨す。所に係<sup>か</sup>け啓して謂はく、「上年、岸を跨ぎ海を越へ、五月五日、又安處興元縣復禮社に到り、開庸して貨物を貿易す。陸月拾陸日、艚を移し國に回る。丹涯海門に至り風波を被<sup>か</sup>り、其れ庄左及び本艚客商共壹百五人、跡を寄すること淹<sup>か</sup>久たり。恭しく回るを許すを乞ふ。」等の因。應に旅次に僑居し、行李を裝整し、便に任せて本國に回還するを就<sup>な</sup>すを許すべし。凡そ經過する所の巡司は去處に把截して驗實放行せん。倘し或いは沿途に稽滯すること生事すれば、國法孔<sup>ば</sup>た嚴しくして、必ず容貸せず。茲<sup>こ</sup>に令す。

(現代語訳)

都元帥總國政尚父平安王は、日本國艚長の弟庄左衛門と客商の甚右衛門・源右衛門・多右衛門・善左衛門・伝兵衛等に令旨を下す。

(庄左衛門等が)官署を通して申し上げて謂うには、「去年、海を渡

って五月五日に又安處興元縣復禮社に到り、店を開いて貨物を貿易

しました。六月十六日に艚を出して日本國に回<sup>か</sup>ろうとしましたが、

丹涯海門に至って嵐に遭い、庄左衛門と本艚客商共一百五人は、(安南の有力者に)身を託して久しく留まっています。恭しく帰國

表 1

番号	年月日	文書名	充所	典拠
21	弘治 11 年 1 月 26 日	平安王鄭松令旨写	日本國艚長弟庄左衛門・客商甚右衛門・源右衛門・多右衛門・善左衛門・傳兵衛等	『異国日記』
22	弘治 11 年 2 月 9 日	文理侯書簡写	日本國艚長弟庄左衛門・彦兵・忠左・甚右・源右・多右・傳兵・彦二・善左・隆右・弥右・吉左・善兵・又右・與次右・善次・甚三等	『異国日記』
23	弘治 11 年 2 月 20 日	広富侯書簡写	日本國國王殿下	『異国日記』
24	弘治 11 年 2 月 25 日	文理侯書簡	日本國商人市良・碧山伯等	九州国立博物館所蔵原本
25	弘治 11 年 4 月 3 日	舒郡公書簡写	日本國王殿下	『異国日記』
26	弘治 11 年 4 月 19 日	広富侯郡主憑	(又左衛門)	高橋琢也旧蔵原本の紙焼き写真(紙焼き写真は東京大学史料編纂所所蔵)

を許されんことを乞います。」と。まさに、旅の宿に仮住まいし、旅の荷を支度して整え、(船の)便に任せて本国に帰還することをお許すべきである。およそ(庄左衛門等の)通過する所の守備兵は(庄左衛門等の)の行き先に居て、検査をして(通過を)許可する。もし或いは、(庄左衛門等が)帰路に居座るようなことがあれば、(安南)国の法を甚だ厳しく用いて、決して寛恕しない。茲に命令を下す。

発給者の「都元帥総国政尚父平安王」は鄭松(当主として一五七〇〜一六二三)である。父の鄭檢(当主として一五四二〜一五七〇)は、黎明内乱期の一五

二七年に王権を篡奪した莫氏<sup>モウ</sup>に対して、タインホアで莊宗を擁立して対抗した阮塗の女婿となった人物。阮塗の死後、鄭檢はタインホア軍を掌握し、子の鄭松は一五九二年にハノイを奪還し、九九年には王府を開いた。本令旨は、一六〇九年六月十六日に丹涯海門で起こった角蔵船の海難事故に関わるものである。<sup>9)</sup>この事件に関する文書は、本令旨を含めて表1のとおり六通(21〜26)がある。これらの文書の記述に拠りながら、以下に事件の顛末を述べる。

一六〇九年五月五日(23・25は「十一日」とする)、日本艚艚長角蔵は貨物を満載し、客商を伴って、父安処興元興復礼社の地に至り、家屋を借りて店を開き貨物を貿易した。復礼社は、ゲアン省とハティン省の省境を流れるラム河の河口を遡った地に位置し、他の史料にも日本船が来航した地として「復禮社江津」<sup>(15)</sup>、「復禮社地分江津」<sup>(19)</sup>としてあらわれ、河港であったことが分かる。<sup>10)</sup>

六月十六日(25は「拾壹日」とする)、艚長角蔵等は帰国しようとして船を出したが、ラム河が海に交わる地点である丹涯海門<sup>(11)</sup>に至って風波に遭い、艚長角蔵等一三人が溺死した。幸いにして、艚長角蔵の弟庄左衛門はじめ百五名は救助された。彼らは、舒郡公、広富侯、文理侯の私邸において三九人、四九人、二六人と分かれて給養された。<sup>12)</sup>舒郡公は阮景堅<sup>(12)</sup>で、鄭氏に仕えて莫氏と戦い功績のあった父安を本拠とする阮景氏の一族。<sup>(13)</sup>後述の文理侯書簡写(22)には「本處官大都堂右府舒公」<sup>(14)</sup>とみえることから、父安の地に大きな力を持っていた人物であったことが知られる。広富侯(〜一六四五)は舒郡公次男の阮景河<sup>(14)</sup>で、鄭松の娘、玉清の婿であった。<sup>(15)</sup>文理侯は、陳清<sup>(15)</sup>といふ宦官であった。<sup>(16)</sup>その職名は文書によって異なるが、本事件に関連する22には「父安処總太監掌監事」とあって、父安の地の有力者と考えられる。

一六一〇年四月十九日、庄左衛門等は、舒郡公等が建造した船で帰国

のため安南国を出航した。

なお、表1にあげた六通のうち四通(21、22、23、25)は六月十二日までは駿府城に届けられ、金地院崇伝によって『異国日記』に写し留められ、原本(本文)は三要元佶(圓光寺)に返されたことが、『異国日記』上にある注記「以上四通、慶長十五戌(一六一〇)六月十二日、於駿城閑読、帰而写之、本文ハ圓光寺へ返之者也、」から知ることが出来る。

また、『島津国史』<sup>(17)</sup>等の記述から、この年の七月に安南国東京国王の使者が薩摩に來聘し、もたらされた沈香などが駿府へ運ばれたことが知られる。庄左衛門等と共に日本へもたらされたと考えられる本令旨等は、既に六月十二日には駿府に到達しているので、この使者は庄左衛門等と同じ船ではなく、後を追うように遣わされたものと推測される。

以上が、この事件の顛末である。ここで再び関連文書をまとめた表1を見ると六通共に日付が異なっており、その内で最も早い日付が弘定十一年(一六一〇)正月二十六日付けの本令旨である。庄左衛門等生存者の乞いに応じた平安王鄭松の令旨によって、庄左衛門等は初めて正式に安南国に仮住まいし、便に任せて帰国することが許可され、併せて不要な長居を許さないことを厳命された。つまり、本令旨の発給があつて、その他の五通が発せられることが可能となったのである。そのことを、他の五通をみながら考察していく。まず、令旨の約半月後に出された文理侯書簡写(22)をあげる。

22 一六一〇年二月九日 文理侯書簡写

安南国又安處總太監掌監事文理侯達書 **黒印**

與日本國體長弟庄左衛門・彦兵・忠左・甚右・源右・多右・傳／  
兵・彦二・善左・隆右・弥右・吉左・喜兵・又右・與次右・善

次・甚三等、／原行住、角藏體難尾合得壹百五人、其本處官大都堂／右府舒公、文理侯、駙馬官廣富侯、公意欲功德、恰憫遠國／飢饉之情、以家物給養全生、再赴京拜稟／

主上徳廣給與糧・旨判、合回日本國、幸甚、其大都堂舒公等官、／

結作船艘、許回本國、以全功德之義、茲達書回日本國、

弘定拾壹年貳月送日(花押印影)<sup>(18)</sup>

(書き下し文)

安南国又安處總太監掌監事文理侯書を達して、日本國體長弟庄左衛門・彦兵・忠左・甚右・源右・多右・傳兵・彦二・善左・隆右・弥右・吉左・喜兵・又右・與次右・善次・甚三等に與へ、行住することを原す。角藏體難の尾、合せて壹百五人を得。其れ本處官大都堂右府舒公、文理侯、駙馬官廣富侯なり。公の意は功德を欲す。恰も遠國飢饉之情を憫れみ、家物を以て給養し、生を全うす。再び京に赴き拜稟す。主上徳廣くして糧と旨判とを給與す。合に日本國に回るべし、幸甚。其れ大都堂舒公等官、船艘を結作し、本國に回るを許し、以て功德之義を全うせよ。茲に書を達して日本國に回す。

文中にある「主上」は鄭松を指している。<sup>(19)</sup>「給與糧・旨判」という文言があり、この「旨判」がすなわち鄭松の発給した令旨を指していると考えられる。令旨は庄左衛門を含む六名に充てられているが、この書簡写は、その六名を全て含む一七名に充てられている。<sup>(20)</sup>充てた人数が増えているのは、遭難事故の詳細を承知している又安の役人として、文面に表示すべき面々をよく把握していたためと推測する。おそらく本書簡は、令旨と共に庄左衛門等に渡され、令旨の添状の如き機能を果たしていたものと考えられる。

また、令旨によって「庄左衛門」等に帰国が許され、この許可によつ

て、初めて舒郡公（阮景堅）らが船を作って「庄左衛門」等を帰国させることが可能になったのである。

次に、表1にあげた他の四通も日付順に概観しておく。広富侯書簡写(23)は令旨から約一ヵ月遅れの二月二十日付けで「日本国王殿下」充に出されたもので、自分たちが「庄左衛門」等を給養し、船を作って帰国させたことを記し、隣好を願った内容である。

二月二十五日付けの文理侯書簡(24)は、内容は前述の文理侯書簡写(22)に近いが、「日本国商人市良・碧山伯等」充である。これらの人名は他の文書にはみえないもので、おそらく文理侯が給養した二六人の代表者であろう。この書簡にも、鄭松から「旨判」が「給與」されたことが記されている。

広富侯の父舒郡公の書簡写(25)は、令旨から二ヵ月以上遅れて、「庄左衛門」等の帰国も近づいてきた四月三日付けであり、充所も内容も広富侯書簡写と同様である。以上の三通(23～25)には、それぞれ鄭松の許可に拠って舒郡公等が船を作って帰国させることが実現した旨が記されている。ただし、これら三通にみえる鄭松の許可が、令旨に記された庄左衛門等に対する帰国の許可だけを指しているのではなく、別のかたちで舒郡公等にも造船や帰国の援助についての命がくだされていた可能性もある。

広富侯郡主憑(26)は、帰国の当日である四月十九日付であり、過書のごときものと推察される。文中に「給養又左衛門」とあり、「又左衛門」は広富侯の給養した四九人の代表者であろう。

さて、ここまで述べてきたことをまとめると、表1にあげた六通の文書は、最初に発給された令旨の存在が前提となっていることは間違いない。特に文理侯書簡写(22)は、令旨の添状的な機能をもっていたものと推察される。

ただし、令旨には帰国の許可と対をなすように、帰国せずに居座ることを厳重に禁じているが、このことは他の五通には触れられていないことも指摘できる。むしろ、舒郡公等の書簡には(22～25)、自分たちが庄左衛門等を給養し、造船までして送り返したことが得々と説かれているのである。「日本国王殿下」充の舒郡公と広富侯の書簡写(23・25)であればそれも当然であるが、令旨の添状的なものと推察した庄左衛門等充ての文理侯書簡写(22)でさえ同様である。この書簡写が、実際に令旨等(21・23・25)と共に駿府城で家康に披露されていることからみても、日本で読まれることを意識して書かれたであろうことが十分に考えられる。つまり、特に(22～25)の四通は、令旨を前提として発給が可能となったものであるが、その内容には発給者独自の意向が色濃く反映されている点は留意すべきだろう。

## 第二節 二通の鄭榘令旨

鄭榘は、鄭松の長子で清都王(清王)としての在位は一六二三年から一六五七年までである。これら二通は、前述のとおり共に原本が伝存している貴重な例である。いずれも『異国日記』には収められておらず、幕府に齎されることはなく商人の元に伝来したと考えられる。なお、『外蕃通書』等の近藤重蔵の編著には収められているが、原本の所在は明示されていない<sup>(21)</sup>。

次に、年代順に(39)を一通目としてかかげる。

39 一六二四年五月二十三日 清都王鄭榘令旨<sup>(22)</sup>

元帥統國政清都王令旨、日本國義客弥右衛門、許通年装／載各貴物、就安南國、赴京拜稟、買賣以通兩國交易貨／財、副其恩義、茲令

〔清都之璽〕

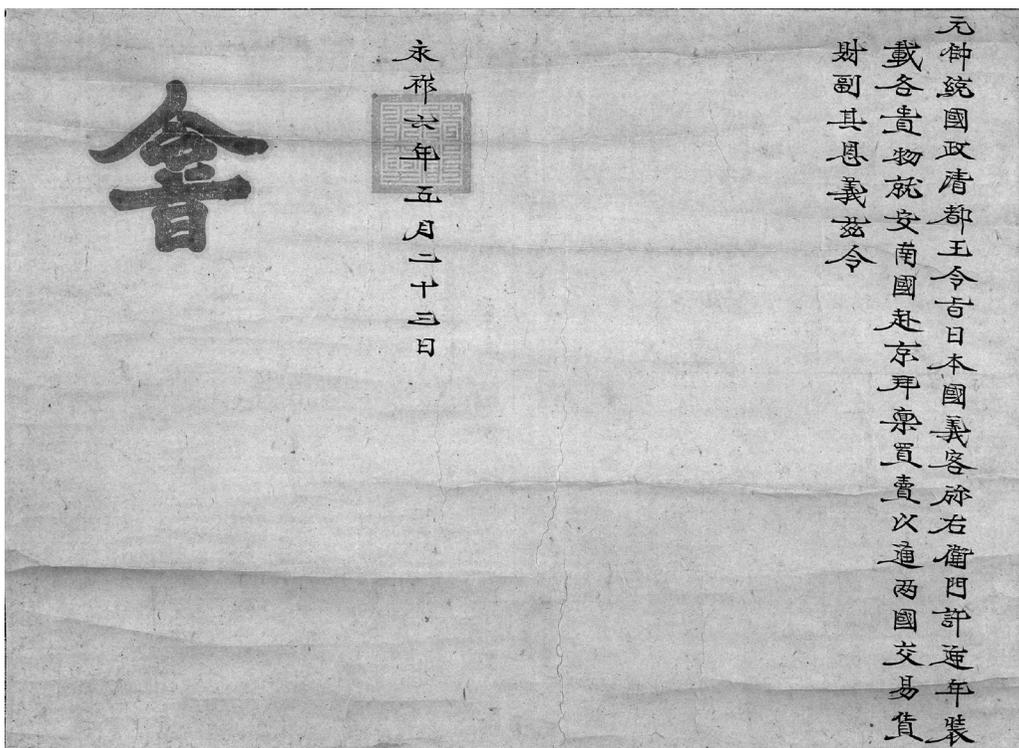


図1 39 永祚6年(1624)5月23日 清都王鄭樞令旨 長崎歴史文化博物館所蔵

永祚六年五月二十三日

〔黒印〕  
〔令旨〕

(書き下し文)

元帥統國政清都王日本國義客弥右衛門に令旨す。通年、各々貴物を装載し、安南國に就き、京に赴き拜稟するを許す。買賣して以て兩國通じ、貨財を交易して、其の恩義に副へ。茲に令す。

令旨を充てられた日本國義客弥右衛門について、詳細は不明である。

ただし、この令旨と同じ年の五月二十日付け將軍徳川家光充の鄭樞書簡写(38)があり、それは幕府に届けられ『異国日記』に収められている。(23)この書簡に角藏と末吉を艚長とする二艘が来航したことが記されているので、いずれかの船で渡航した客商と推定できる。

内容から、弥右衛門の帰国を前にして、來年の渡航を許可したものと認められる。渡航予定の港は特定できないが、「赴京拜稟」とあることから、父安のようにハノイからある程度離れた場所であり、しかも到着後は上京して鄭樞へ「拜稟」すべきことが求められていた。

次に、先の令旨から八年後の一通をあげる。なお、一六二九年十月、鄭樞は大元帥統國政師父清王に進んでいる。(24)

45 一六三二年四月二十五日 清王鄭樞令旨(25)

大元帥統國政師父清王令旨、日本艚義子艚長啓明及艚／長角藏花遊等艚并各客商、應開庸舍坐肆各行時價／買賣以通財貨、事畢依通年期回本國、不得衆留、係諸／府及營奇所、差隊船并等員人、毋得魯買潜行盜挾、違者／許巡守官兵挨捉正身并脏物、引就府門處治以嚴法禁、茲令

〔朱印〕  
〔清王之璽〕

(47) 安南文書の令旨について (藤田)



図2 45 徳隆4年（1632）4月25日 清王鄭樞令旨 東京大学史料編纂所蔵

徳隆四年四月二十五日

〔令旨〕

（書き下し文）

大元帥統國政師父清王 日本船義子船長啓明及び船長角藏花遊等船  
 並びに各客商に令旨す。應に庸舎に坐肆を開きて、各々時價にて買  
 賣を行ひ、以て財貨を通ずるべし。事畢はれば通年の期に依り、本  
 國に回り、衆留することを得ざれ。諸府に係け、及び奇所を營み、  
 隊船並びに等員の人を差はし、脅買・潜行・盜挾するを得ること毋  
 かれ。違はば、巡守の官兵に正身並びに贓物を挾捉し、府門に引就  
 し、處治するに嚴法を以て禁ずるを許す。茲に令す。

この令旨は、「日本船義子船長啓明及船長角藏花遊等船并各客商」に  
 充てられている。内容を要約すると、次の三点を命じたものである。①  
 店を開いて時價にて交易すること。②交易が終われば速やかに帰国する  
 こと。③さらに、帰国しないで残留することを禁じ、脅買等の不法行為  
 をすれば厳しく処罰することを申し渡している。

小括

ここまで、三通の令旨をみてきた。まず、様式を簡略に示すと次のと  
 おりである。

（差出）令旨（充所）（本文） 茲令

（朱印）

年月日

（大字・墨印）  
 令旨

以上のとおり、三通とも同じ様式を守っており、令旨の文書様式が嚴格  
 に規定されていたと考えられる。さらに原本が現存している二通から

は、次の特徴も指摘できる。書出の差出は一字台頭している。文字は撥ねの強い特徴があり、本文は料紙の縦いっぱいに書く。年月日は、料紙を半分折った場合には後半部の始まりになる位置に本文と同じ高さで書き始められる。朱印は年月日二字目下端に掛けて捺される。「令旨」の墨印は大字で、奥上に捺される。

差出は、いずれも鄭氏の当主である平安王鄭松と清都(清)王鄭柀である。つまり、鄭氏当主の王にのみ許された文書様式と考えられる。

充所は、三通とも日本商人である。ただし、令旨は後述のとおり国内向けにも多用されており、日本商人充に限った様式ではない。内容は、貿易の許可と、貿易後の速やかな帰国や国内での違法行為の厳禁に重点がおかれている。鄭松令旨写(21)のように海難事故といった特別の事情に際しては、帰国できるまでの保護や帰国の許可といった内容も含む。いずれにしろ、貿易を管理下におき、必要以上に商人を国内にとどめないことを大枠で命じたものである。

このように、令旨は鄭氏の命令を下す際に用いられる様式であり、日本商人という身分的に格差がある相手でも充所になり得るし、奉書ではなく直状形式であることも注目される。

以上のように、令旨自体は商人充の直状形式ではあるが、その内容は個別具体的な指示ではなく大枠での指令であり、実務の遂行に当たって臣下が発給する文書として、表1にあげた広富郡主の「憑」(26)や、第三章第一節で後述する「示」等が別に存在していたことも指摘できる。

また、鄭氏発給かどうかに関わらず、ほとんどの安南日越外交文書では書出にある差出には「安南国」が冠せられているが、令旨にはそれがなく、「元帥統國政清都王」等とある。これは、令旨が国内向けに用いられる文書様式であり、それが国内に滞在中の外国人商人にも適用され

たためと考えられる。さらに花押が据えられていないことも特徴であり、身分差が大きくても直状で発給するため、より尊大な様式となっていると推測される。

最後に、料紙について述べておく。鄭松令旨写(21)は、『異国日記』上の注記に「右之書白唐紙二書之、豎横杉原程也」とある。鄭柀令旨(39)は縦三六・二糎、横四九・五糎、同(45)は縦三六・九糎、横四九・二糎であり、ほぼ同寸だったようである。この二通は、楮のような長い繊維の紙で色は白色に近い。また、中央に縦の折目が認められる。

## 第二章 『大越史記全書』等にみる令旨

鄭松が平安王に封じられたのは、先にも述べたとおり光興二十二年(二五九九)である。<sup>(26)</sup>この年から、『大越史記全書』に令旨を下した記事が出現する。ただし、この年には一例があるのみで、その後、景治元年(二六六三)までは令旨の記事がみられず、景治元年から同五年の間に一七例が集中し、徳元元年(二六七四)に一例あり、以後、再び姿を消す。それらを表2にまとめ、『大越史記全書』の条文をあげた。各条では、冒頭に「令旨」とあるので、令旨によって命令された内容を示していると解した。「令旨」の文字に続いてあるのは充所と考えられるが、略されている場合もある。充所に続く本文では、書止に「茲令」がなく、年月日や「令旨」の黒印も略されているので、令旨の本文をそのまま引用したものではなく、要約がなされていると考えられる。

なお、『大越史記全書』には「令」と記されている条文もあり、「令旨」を示すほか、「令論」も含まれている可能性がある。全ての「令」が令旨である確証がないので表2には含めなかった。<sup>(27)</sup>

前述のとおり、景治元年以前にも令旨は発給されているし、同五年以

表2 ※ 『大越史記全書』に年ごとに項目順にふられた番号。

通番	西曆	※	月日	令旨+充所	内容
a	1599	16	八月 六日	令旨諸營長官及各奇隊該官	諸本營奇隊長、次隊長某具有竭節宣力功臣、并堅義從軍日久有功、應備類姓名、詳註住址職爵、逐一明白、期本月中旬投納、候間定具本、議送該衙門、銓除各職、以示答勲。
b	1663	8	五月	令旨御史臺	勘問詞訟當遵律令守廉勤、仍戒勅十三道監察御史一體遵行、毋得淹留廢格。
c	1663	9		令旨各處承憲二司	查察所屬府縣官、某能用心撫字、訓化部民、公明廉直、政平訟理、某不能盡心恤民、務為苛刻、貪鄙賄賂、怠廢政事者、各以名聞、以備黜陟。
d	1663	12		令旨各處鎮守	係諸犯人逃匿、應拿捉付覆議施行。又戒內外該勘官諸犯人不預入議、各隨輕重論刑、毋得許贖。
e	1663	14	八月	令旨各處承司	察屬內民、有外國客人寓居者、各類以聞、隨宜區處、以別殊俗。
f	1664	19		(時諸犯人已經論罪、逃遁者多、) 令旨	許各自首、重者減、輕者赦、不首者抵罪。
g	1664	25		令旨各處承司	送下所屬縣官、遞年至十月期、往勘民間堤路、有應築作者、備實以聞。某處功程小者、照補水勢所及各社民、任為私役、許縣官督押。某處功程浩大、待差官押作、期以正月初十日起功、三月中旬完成、永為恒式。
h	1665	2		令旨御史臺	考課內外任各衙門官並吏行過事跡、官則立為三等、吏則分為二等、歲季備類以聞、論行黜陟、自是以為常式。
i	1665	6		令旨	申禁鬪鷄圍棋賭博及巫覡僧尼等事。
j	1665	7		令旨內外該勘諸司	凡勘訟有所論刑、備類以聞、罪至死者付下覆議施行、罪別杖者便宜行之、毋得淹滯。
k	1665	13		令旨各處承司	精擇屬內各縣社有孝廉者、即以名聞、命官閱選、隨材授任。
l	1665	20		令旨(自今)該勘諸司	斷已當理、而訟人妄自翻覆者、各隨訟理大小、照官品高下、論謝錢有差。
m	1666	7		令旨該勘各衙門	所勘諸訟、或當受而不受、及訟人越告者、論罰有差。
n	1666	9		令旨	許內監各員所養子孫饒齒、限以職品高下為差。
o	1667	4		令旨父安處	南河諸縣社民人、有以堅義功祇受勅命、止復其身、其子孫與百姓同。
p	1667	6		令旨開例官	校正清華、父安官田數另率及寓居人率等條。
q	1667	8		令旨戒管兵官	毋得朘削苛虐兵民
r	1667	13		令旨管兵官	不得留房另兵、規取錢財。
s	1674	1	春、 二月	令旨訓誡各職司	大畧以為宰相之職、在乎進賢退不肖、當量才授官、度德定位、(中略)凡內外各衙門官、如見本吏某人奉公守法、廉勤練達、年月積累、無有過犯者、保舉之、某人恣行貪冗、志在規財、怠慢廢事、有過犯者、即糾遞斥去。

降にも同様である。<sup>(28)</sup>『大越史記全書』の特定年次に令旨の記事が集中しているのは、同書の編集の在り方に関係しているものと推測される。

鄭松が王府を開いた光興二十二年（一五九九）の令旨は、諸營長官及各奇隊該官（a、表2の番号を示す、以下同）充で、軍人の論功行賞のため有功の者等を上申するよう求めたものである。

景治元年（一六六三）以降の令旨も、充所が判明する範囲では、命令の内容に応じて全てが役所に充てられたものである。御史臺に対しては、所屬府縣官の査察にあつての監察御史の速やかな職務遂行（b）や、官吏の考課方法（h）についての指示である。各處鎮守に対しては、逃亡中の犯罪人の拿捕と審議等である（d）。各處承憲二司には所屬府縣官の査察（c）、各處承司には外國客人の寓居者の報告や扱い（e）、民間堤路の築作（g）等について、開例官には清華・又安の官田數や寓居人の調査（p）、管兵官には兵や民への苛虐の禁止（q）などの命令である。

最後の徳元元年（一六七四）の令旨は、各職司に対する訓戒であり、「宰相之職」にある者から、「内外各衙門官」に至るまで、それぞれの職務に応じて私心を交えず任務を全うすべきことを説いている（s）。

上田氏は注2著書に二通の令旨を引用されている。一通は正和三年（一六八二）に建碑された山南処常信府富川県の祥麟村の碑文に引用されたもので、福泰二年（一六四四）の清王鄭榘令旨である。内容は、祥麟村が山南憲察使司の守隸となることを命じたもの。<sup>(29)</sup>もう一通は、『黎族家譜』に収められた永盛五年（一七〇九）の安都王鄭桐令旨である。内容は、黎英俊が王府の職掌である知戸番へ就任することを命じたもの。<sup>(30)</sup>

以上の二通の存在を踏まえてのことと推察されるが、上田氏は、「管見の範囲では「令旨」は内容的には鄭王府の辞令、「令諭」は主に村落

などに下される際の文書形式のように思われるが、未だ十分な事例数が収集できていないため、具体的な差異は判然としない。」と述べられている。<sup>(31)</sup>ただし、令旨は辞令以外にも用いられているのは、前述のとおりである。

なお、『越南漢喃銘文拓片總集』には、碑文中に収められた二〇通の令旨を見いだすことができた。<sup>(32)</sup>前述の陳朝と黎明前期の二通を除くと、弘定十三年（一六一二）から景興四十二年（一七八一）までのものである。例えば景治元年建碑に引用された弘治十三年の平安王鄭松令旨は、「廣德縣日昭坊阮光爵・阮富饒等」に充てて「神祠祭禮」について命じたもので、個別具体的な案件に関わるものといえる。その他の令旨は、全て村に充てたものといつてよい。碑が亭、寺、祠などに建てられているように、個別の案件ではあるが、令旨を受け取った村全体にとつて重要な事柄を伝えるために建碑されたと考えられる。なお、二〇通のうち約半数の九通は、奥に「令旨」と大書して令旨の様式を視覚的にも表しており、令旨が村の重要な案件を権威付ける象徴的なものと捉えられていたと推測される。

ところで、『大越史記全書』には、一六七四年8に「旨准自今王府頒布命令曰令諭、臣民進啓者曰謹啓聞、副王府布命令曰令旨、進啓者曰謹啓」とある。「今より、王府の頒布する命令を「令諭」といい、臣民の「進啓」を「謹啓聞」という。副王府の布令を「令旨」といい、臣民の「進啓」を「謹啓」という。」と規定している。この直前の一六七四年7月十八日条では、西定王鄭柞の子鄭根が定南王に封じられる記事があり、副王は鄭根を指している。このような区別が、実際に効力を持つて行われていたかどうかは、前後の事例を詳しく比較しなければならず今後の課題である。

## 小括

第一章でみた令旨は、日本商人に充てられていた。本章でみた『大越史記全書』の事例では、役所に充てられている。それらの内容に共通することとして、いずれも大枠での命令であり、必要に応じて各役所から令旨に基づいて個別具体的な指示がなされ、それらが文書による場合もあつたものと推測される。このような内容の令旨ばかりであるのは、『大越史記全書』に載せられる案件であつたため、重要な出来事に限られていたためと考えられる。

また、碑文に引用された令旨は個別具体的な内容であり、ほとんどは村へ充てたものといつてよい。

さらに、上田氏のあげた家譜の事例から、王府内の職掌に関わる辞令も令旨によつていたことが知られる。これは、個人充であり、家譜という史料の性格上、辞令という極めて個人的な内容のものが引かれているのは自然なことである。

以上のように、令旨は、日本人商人や役所充では大枠の命令、村充では村の重要事項である個別具体的な案件、個人充では辞令という個人的な案件である。このように令旨の内容と充所は多様であるが、当然ながら収められた史料の性格によつて偏りがある。令旨が村や個人にまで直接に充てられているのは、令旨を受け取る側には、それが権威の象徴とみなされていたからであろう。令旨を発給する側にとっては、村や個人への恩恵が王から与えられたものとして視覚的にも印象付ける役割を期待し、さらに令旨が碑文に刻まれたり家譜に引用されたりすることによつて、王の権威が後世にも伝えられることを意図していたのではないかと考えられる。

## 第三章 令旨の国際比較

### 第一節 広南阮氏当主の発給文書

東アジア諸国との比較を行う前に、同じ黎朝下の広南阮氏当主の発給文書との比較を行つておく。広南阮氏の当主は主を名乗り、初代阮潢は仙主であつた。ただし、六代阮福澗が明王を名乗り、後に王の称号を用いるようになった。

鄭氏の当主である王が令旨を用いるのに対し、広南阮氏の当主が日本商人へ指令を下す場合に用いていたのは、示様式の文書である<sup>34</sup>。示は、鄭氏政権と広南阮氏政権の双方で用いられている。日越外交文書に限ると、広南阮氏の示は、次にあげる弘定五年四月二十二日付け阮潢示写(6)一通のみである。

6 一六〇四年四月二十二日 安南国都統官瑞公阮潢示写

(付箋)  
〔唐ノ皇宋印写古町与兵衛所持異國渡海船〕

示日本國船主羅田伊右衛門、茲有船壹艘并内心物件等、

付與船主裝載財物、駕海回本國、任情買賣、茲示

〔鎮守將軍之印〕

弘定五年四月二十二日

〔墨印影〕 一示〔横線〕都統官瑞公〔花押印影〕

(書き下し文)

日本國船主羅田伊右衛門に示す。茲に船壹艘并びに内心物件等有り。船主に裝載するところの財物を付與す。駕海して本國に回り、情に任せて買賣せよ。茲に示す。

本文書を検討する前に、日越外交文書の広南阮氏発給文書は三一通を数えるが、当主以外の発給文書は一通のみであることをおさえておきたい<sup>35</sup>。このことから、文書発給に関わる官僚機構には鄭氏との機能の差

異が大きかった可能性を考えておく必要はあろう。

阮潢の示であるが、日本商人充であること、直状であることは令旨と同じである。差出は文頭にはなく、奥上の「示」大字の下に細字で官爵名を書き花押印を捺している。内容は、日本商人に財物を託して、日本での販売を命じたものである。鄭氏の日本商人充令旨が、国内での貿易の許可や貿易後の速やかな帰国といった、大枠での統制内容を指令していたのと違って、個別具体的な内容である。

一方、鄭氏政権の示は四通ある。うち二通(15・19)は、弘定七年と同九年に父安処の役人が連署して、復礼社江津に來航した日本船の人数や貨物について艚長を査問した際に部下の役人充に発給したものである。そして、一通(50)は、徳隆五年(一六三三)に洪郡公が兵器等の購入のため日本艚長烏武回郎に資金を付与したものであり、阮潢示写(6)と同様の内容である。もう一通(52)は、徳隆六年に派郡公が、一年帰国が遅れた角倉艚長の帰国および来年の來航を許可したものである。

このように、鄭氏政権において示は臣下の発給による。それらの内容は個別具体的なものであり、その点では広南阮氏の示と同様に用いられている。様式については、奥上に「示」の大字があり、その下に花押を据える点は広南阮氏の示と同様であるが、書出に差出を記す点が異なっている。

以上のとおり、管見の限り、広南阮氏の当主は命令伝達において令旨ではなく示を用いて、当主の直状形式で伝達していた。事例に限りはあるが、今のところ、同じ黎明朝下においても、令旨は鄭氏が王として発給する文書に限って用いられていたといえる。そして、鄭氏政権では王の令旨に沿って個別案件の指示がさらに必要な場合は、臣下によって示などが発給されていたと考えられる。

## 第二節 東アジアの令旨について

令旨は東アジア各国で用いられた文書様式である。本節では、中国、朝鮮、日本の令旨の概要を述べ、安南の令旨との比較を試みる。

中国では、春秋戦国時代までの皇帝(周王)の諭言は、大事のことを「命」といい、小事を「令」といったが、秦がこれを改めて「制詔」とし、「令」は皇太子に用いられるに至った。<sup>38)</sup>『大唐六典』卷一尚書都省・左右司郎中員外郎職掌の条に「凡そ上の以て下に逮ぶ所、その制に六有り。曰く制・勅・冊・令・教・符なり。」とあり、その原註には「天子は制と曰い、勅と曰い、冊と曰う。皇太子は令と曰う。親王・公主は教と曰う。尚書省が州に下し、州が県に下し、県が郷に下すは、皆な符と曰う。」<sup>39)</sup>とあり、令は皇太子の用いる様式であった。くだって、明代においても、皇太子の用いる様式を令旨としていた。<sup>40)</sup>

崔承熙氏によると、朝鮮王朝時代、令旨は、王世子が王に代わって代理聴政した時に発する告身(辞令状)であり、王の発する教旨と同じ書式で、「教旨」を「令旨」と書き替え、「王世子印」を捺したものである。<sup>41)</sup>崔氏の示している一例は次のとおりで(ソウル大学所蔵・No七六六一九)。肅宗四十五年(一七一九)に、兪岍を朝奉大夫行内資寺主簿に任じたものである。

### 令旨

兪岍爲朝奉大夫行内資寺主簿者

〔宋方印〕  
「王世子印」

康熙五十八年十一月十六日

なお、王世子の発する訓諭・命令書を令書といい、王世子が王の代理

聴政をした時に用いられ、その様式は王の発する教書に倣ったものだと  
いう。

日本の公式令には、次のとおり令旨式があり、黒板勝美氏は、これを  
『大唐六典』の「令」を採ったものと指摘している<sup>(42)</sup>。

皇太子令旨式 三后亦准此式

令旨云云。

年月 皇太子晝日。

奉 令旨如右。令到奉行。

大夫位姓名

亮位姓名

右受令人。宣送春宮坊。春宮坊覆啓。訖留晝日為案。更写一通  
施行。<sup>(43)</sup>

このように、令旨の形式は勅旨によく似ている<sup>(44)</sup>。

ところで、公式令の定めるところの令旨は現存例がない。令旨は平安  
時代になると奉書のうちの一つとなり、公式令の令旨とは異なったもの  
となる。相田二郎氏は平安時代以降の令旨を繪旨・院宣とらんで「そ  
の他皇族方の仰を承つて出す奉書」と規定する<sup>(45)</sup>ように、日本独自の姿容  
を遂げる。

小括

以上のとおり、中朝日の令旨を概観してきた。共通するのは、いずれ  
も皇太子（中国、日本では三后も加わる）の発する文書であり、直状で  
ある点である。安南の令旨は鄭氏の当主が王として発する文書であり、  
同じく直状である。こうしてみると、鄭氏は、中国を始めとする東アジ

アの文書様式を踏まえた上で、自らの発給する文書様式を選択を行った  
と推測できる。

安南の令旨の機能としては、辞令の他に様々な命令伝達もあるので、  
朝鮮との比較の場合は、令旨だけでなく令書の機能も加えられている。  
形式面での特徴は、書出に差出があること、奥上に「令旨」の黒印が捺  
されていることである。令旨という様式の名称を王の発する文書として  
採用しつつ、実際の様式については、独自の発展を遂げたといえるだろ  
う。

なお、『大越史記全書』には、黎朝前期には勅旨、勅諭が発給されて  
いた記事が多数あるが、その後、莫氏が政権を握った時代を経て、黎朝  
後期には記事は激減し、十八世紀になって僅かにみられるだけとなる。  
また、令旨の発給記事とは時期が重なっていない。黎朝後期に王の発す  
る文書として令旨様式が採用される前提として、勅旨、勅諭の存在があつ  
た可能性は大きい。朝鮮では王の発する教旨、日本では天皇の発する勅  
旨があり、両国の令旨は、それらの様式を踏まえたものであることから  
も、そのように考えられる。

おわりに

令旨は、鄭氏の王が用いる文書様式であり、中国をはじめ東アジア各  
国で用いられていた様式を取り入れたものである。ただし、前述のとおり  
安南での令旨の使用はすでに陳朝まで遡る可能性もあり、鄭氏の独創  
とは限らない。いずれにしても、鄭氏がこの様式を選択したのは、東ア  
ジア各国での使用例を踏まえて、黎帝をいたたく王として自らを黎帝に  
准じる存在として意識していたためと考えられる。

令旨の充所は、日本商人の場合もあるが、役所、村、個人と多様であ  
り、直状形式で発給されている。その内容も大枠での命令、個別具体的

な命令、辞令という具合に充所と同じく多様である。大枠での命令伝達の際は、臣下が添状的な文書や、令旨に沿って実務的な内容を指示するなどを発給したことも考えられる。また、碑文や家譜にも引用されているように、内容によっては、永続性を持った高度の権威を象徴するものと認識されていたと考えてよいだろう。

以上のとおり、日本人充にも用いられた令旨について、用例を分析しながら、その性格の一端を明らかにすることが出来たことを以て成果としたい。

#### 注

- (1) 拙稿「安南日越外交文書の古文書学的研究」『古文書研究』八一号、二〇一六年六月。その後、当該論文に筆者の関連する研究を加えて概説的に書き改めたものに「安南日越外交文書の様式と伝来」（小島道裕・田中大喜・荒木和憲編『古文書の様式と国際比較』勉誠社、二〇二〇年二月）がある。
- (2) 上田新也『近世ベトナムの政治と社会』大阪大学出版会、二〇一九年三月。
- (3) 注2上田著書五五頁注37。
- (4) 『越南漢喃銘文拓片總集』三、(二〇〇五年) N. 二八五二―二八五三。『又安省濱州府瓊瑠縣黃梅總香芹社乾廟村右邊碑二面之後』の注記がある。なお、同碑の前には黎朝後期の令旨二通も刻まれている。
- (5) 拙稿「安南日越外交文書集成」九州国立博物館紀要『東風西声』九号、二〇一四年三月。
- (6) 翻刻にあたっては異国日記刊行会編『影印本異国日記―金地院崇伝外交文書集成―』(一九八九年十二月、東京美術)に拠った。また、辻善之助校訂『異国日記(二・二〇)』(『史苑』一卷二号、一九二八年十一月・八卷一号、一九三三年四月)を参考にした。
- (7) 本文書は『異国日記』上および下に重複して収められている。上で

は、一行目「令旨」を「令旨」とする。下では、「開庸」を「門庸」とし、「任便回還本國」を「任便回還本國」とする。さらに、奥に「令旨」の大字が無く、各行改行位置が上と異なる。また、本文中の文字「沿」から線を引いて「行路ノ心ソ旅ニ行路スカラソ／海陸トモ書之」と注記する。

なお、『異国日記』上と下では、改行箇所が異なるので、本翻刻では奥に「令旨」の大字がある上の改行箇所を示した。

- (8) 「開庸」の「庸」には、「使用する」あるいは「やとう、やとわれる」という意味があり、「開庸」だけでは店を開いて交易するという意味はない。

ただし、この事件に関わって発せられた広富侯書簡写(23)には「艘長角藏等」が「開立庸舎、以便買賣」していることが記されている。

また、後述する45には、「開庸舎坐肆」とあって、家屋を借りて店を開くと解せる。ここでは、「開庸」の語訳については、23と45から類推した。

- (9) この事件の関係文書四通(21、22、23、25)は、『異国日記』にまとめて収められている。また、同四通は『大日本史料』第二編七冊、慶長十五年六月十二日条に収められている。

なお、この事件については、林屋辰三郎氏が『角倉素庵』(朝日新聞社、一九七八年三月)で触れている。また、岩生成一氏も『新版 朱印船貿易史の研究』(吉川弘文館、一九八五年十二月)二〇九―二一〇、二三三、二六二、三二五―三二六頁で触れており、溺死した船長について、先年渡航した五右衛門(安南国商客頭山書簡(18)にみえる)ではないかと推測している。

- (10) 筆者は、二〇一五年に菊池百里子氏の発掘調査に同行させていただいた折りに、ゲアン省フングエン県フンチャウ村の福美廟に伝わった神勅を調査した。うち、最古の明命五年(一八二四)から紹治三年(一八四三)までの三通の神勅には「復禮社」とあるが、嗣徳三十三年(一八八〇)の神勅からは「福美社」になっているので、紹治三年以降に村名が変わったと考えられる。

拙稿「ベトナム又安省興元県復礼社の神勅」『日タイ間の文化交流に関する資料集成と統合的研究』平成二十七〜二十九年度科学研究費助成事業基盤研究（B）研究成果報告書（課題番号15H05150） 研究代表者 原田あゆみ

(11) 『大南一統志』巻第拾五「會海汎」の項に「按會海古名丹哈又名丹涯」とある。松本信廣編、印度支那研究会発行、一九四一年四月に拠った。

また、『欽定越史通鑑綱目』正編卷第二十八、一五五七年八月条註に「丹涯海門在宜春・眞祿二縣界古丹社」とある。國立中央圖書館（台北）一九六九年発行の建福元年（一八八四）刊本影印本に拠った。以下、同書の引用は同じく。

なお、『大越史記全書』一六五五年8と翌年3にも鄭氏と広南阮氏の戦場として「丹涯海門」の名がみえる。陳荊和編校『校合本 大越史記全書』（東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター叢刊第四二・四四・四七輯、一九八四〜六年）に拠った（以下同）。アラビア数字の8と3は、年ごとに項目順にふられた番号（以下同）。

なお、この地域の考古学的調査については菊池百里子「ベトナム北部の朱印船寄港地、ゲティンにおける日越交流の新展開」『古代東ユーラシア研究センター年報』第4号、二〇一八年三月。

(12) 23に拠る。合計百十四人となり、本令旨にみえる百五人とは数が合わない。

(13) 『大越史記全書』一六二五年3に「舒郡公阮景堅」とある。一族阮景氏については、その歴史をまとめた『驩州記』に詳しい。『越南漢文小説集成 柒』（上海古籍出版社、二〇一〇年十二月）に拠った。

(14) 文理侯書簡（24）には「本處都堂官舒郡公」とある。

(15) 『驩州記』に拠る。

(16) 文理侯については、蓮田隆志「17世紀ベトナム鄭氏政権と宦官」『待兼山論叢』史学篇 三九、二〇〇五年十二月、および同「文理侯陳公補考」『東アジア 歴史と文化』二三、二〇一四年三月に詳しい。ほかに岩生成一「安南國渡航朝鮮人趙完壁傳について」『朝鮮学報』第六輯、

一九五四年八月がある。

(17) 関連する史料は『大日本史料』第二編七冊慶長十五年七月是月条にまとめられている。なお、『薩藩旧記』に収められた、八月八日付け陸奥守殿（島津家久）充の龍伯（島津義久）書状には「安南国とんきん之屋形より、為音信使者被差渡候、誠前代未聞珍重候、」とある。この一ヶ月ほど前に、庄左衛門等が帰国しているはずだが、その時には東京の使者は同行していなかったと考えれば、「誠前代未聞珍重」という記述も納得できる。

(18) 本文は『異国日記』上に拠るが、「花押印影」のみ下に拠った。

(19) 「主上」が鄭松を指すことは、文脈からも明らかである。また、表1にもあげた広富侯書簡写（23）に「以 主上之義婿、受 黎皇之厚恩」とある。阮景河（広富侯）は鄭松の娘婿であり、黎帝（黎維新・敬宗）は「主上」ではなく「黎皇」と表現されていることから裏付けられる。

(20) 令旨では「甚右衛門」、「善左衛門」等と表記されているのに対し、文理侯書簡写では「甚右」、「善左」等と略称で表されているが、人名は全て対応できるものとして差し支えない。また、広富侯書簡写（23）は「日本国国王殿下」充であるが、文中に「庄左衛門」等一四名の名があげられている。彼らは全て文理侯書簡写（22）の充でられている人々に含まれ、同じく略称で表されている。また、(23) から「彦兵・忠左（23）では中左・甚右・傳兵・源右・多右・彦二（23）では彦次・善左・隆右・弥右」が「客商」、「善次・吉左・甚三」が「船役人」であったことが知られる。

(21) 『近藤正齋全集』第一（第一書房、一九七六年六月覆刻、初版一九〇五年十一月）所収の『外蕃通書』には、(39) には「本書不知所在、守重嘗所伝写、」(45) には「出処未詳、嘗所摸写、」と注記がある。

(22) 長崎歴史文化博物館所蔵原本に拠る。紙本墨書。

(23) この年は鄭樞が王位に就いた翌年に当たる。中興して国内が治まったことを述べ、交易を求める内容である。

(24) 『大越史記全書』巻之十八、一六二九年5。

(25) 東京大学史料編纂所蔵原本に拠る。貴〇二一一。紙本墨書。

『東京大学史料編纂所 第三六回史料展覧会 東アジアと日本、世界と日本』（東京大学史料編纂所、二〇一三年十一月）に図版と解説（岡本真執筆）あり。

岩生成一氏は、この文書等から、「朱印船の商人は渡航後、主としてこのような国定市場において期間を限られて取引を行ったようである。」（『新版 朱印船貿易史の研究』三五頁）と述べている。これに随えば、令旨（21）にみえる「開庸」も注7で触れたように、ただ「家屋を借りて店を開く。」というだけの意味ではなく、国の定めた市場の一画を借りて店を開くという意に解すべきであろう。

(26) 『大越史記全書』一五九九年9。ただし、鄭松は、黎帝からは王に封じられていたが、慶徳三年（一六五二）十月、明からは「安南副國王」に封じられた（『大越史記全書』一六五二年4）。

(27) 『欽定越史通鑑綱目』では、『大越史記全書』では「令旨」と記されているところを「令」と記している。

(28) 注2上田著書には『黎族家譜』から永盛五年（一七〇九）の令旨を引用されている。同書一三六頁。

(29) 注2上田著書一五七―八頁。碑文は『越南漢喃銘文拓片總集』八、（二〇〇五年）N. 七八一四―七八一五。奥上の「令旨」の二字は本文よりやや太めに書かれている。

(30) 注2上田著書一三六頁。『黎族家譜』は漢喃研究院所蔵A. 二八〇七。

(31) 注2上田著書一九三頁注24。

(32) 第一冊し第二二冊（二〇〇五―九年）。令旨を収めた碑文はN. 一八四―一九一、四五九―四六〇※、二六三〇―二六三二※、二八五二―二八五三、二八八〇（本文上に「奉令旨」大書）、四五六八―四五七一※、六四四七―六四五〇、七八一四―七八一五※、八三三六―八三三七※、九九八六―九九八七、一〇五一六※、一〇五一七―一〇五一八※、一八七七―一八七七五※、一八七九四※。奥に「令旨」と大書したものは※を付した。

(33) 『越南漢喃銘文拓片總集』一、（二〇〇五年）N. 四五九―四六〇。

「環龍縣上総日新坊日昭殿左邊一碑二面之一（二）」の注記がある。本文は次の通りで、奥上の「令旨」は大字である。

都元帥總國政尚父平安王令旨廣徳縣日昭坊□光爵阮富饒等係本□

有官池壹口在傳場處并官土始堀成池參口其奉天府等官已啓

備乞准為神祠祭禮等因已經論應付本坊守看准稅錢為禮物通年

應行祭禮以重祀典者別員人不得爭阻違者處罪茲令

弘定十三年十月二十八日

令旨

(34) 蓮田隆志氏は、阮氏の主が発給し、ハータイン（河清）村に伝わった一六三八年から一七三八年までの三通の示を紹介している。充所はいずれも村であり、様式は阮漢示写と同様である。蓮田「旧例と憑」新潟大学人文社会・教育学系系附置環東アジア研究センター編・発行『環東アジア地域における社会的結合と災害』二〇一二年三月。

(35) 癸丑年（一六七三）五月十一日付け安南国太子阮福演書簡（大明国魏九使充）（54）。園田一龜「安南国太子から明人魏九使に寄せた書翰に就いて」（『南亜細亞学報』一、一九四二年十二月）に拠る。

永祚十四年（一六三三）六月四日付け安南国王都統領徳大尊公書簡写（49）について、小和田泰経氏は広南鎮營の鎮守阮福漢の書簡と推測されている（『家康と茶屋四郎次郎』静新新書、二〇〇七年十一月）。しかし、阮福源を差し置いて「安南国王」と名乗るとは考えにくい。

(36) (47) には「安南国王子都將太保洪郡公」とある。『大越史記全書』一六三三年2には、洪郡公鄭榴等が朝政に参預した記事がある。

(37) 『大越史記全書』一六三三年7に「内臣派郡公欽名」とある。また、少し下るが同書一六七〇年13に「贈工部尚書派郡公阮道安為少保、追念其奉侍王潜邸講学故贈之。道安、慈廉福演人。」とあり。

(38) 黒板勝美『日本古文書様式論』（一九〇三年東京帝国大学学位論文）、のち『虚心文集』第六（吉川弘文館、一九四〇年）六九頁。

(39) 書き下し文は、中村裕一『唐代公文書研究』（汲古書院、一九九六年十二月）一五頁に拠った。なお、中村氏は、同書四四頁に「令は皇太子の発する文書であるとともに、太皇太后・皇太后・皇后の発する文書で

もある。皇太子の令には令書と令旨の二種があったと想定される。」とも説く。

(40) 万曆十五年（一五八七）司礼監刊本『大明会典』卷第七十六・礼部三十四。

(41) 崔承熙『増補版韓國古文書研究』知識産業社、一九八九年八月。以下、朝鮮時代の古文書については同書に拠る。

(42) 注38黒板著書、六九～七〇頁。

(43) 日本思想体系『律令』（岩波書店、一九七六年十二月）による。

(44) 注43『律令』三七三頁でも「以下令旨の形式は、おおむね勅旨（公式2）に似る。」とある。また、黒板氏も「全く勅旨の様式より出で、簡単となるものとす。」とする（注38黒板著書、七〇頁）。

(45) 相田二郎『日本の古文書』（岩波書店、一九四九年十二月）上四一七頁。

#### 【付記】

本稿は、東京大学史料編纂所一般共同研究「大阪府所在中世史料の調査研究」(二〇一七～一八年度、研究代表者矢内一磨)の成果の一部である。